

業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、定款第7条の規定に基づき、本所が行う金融商品債務引受業に関し、必要な事項を定める。

2 この業務方法書の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微な場合は、この限りでない。

(有価証券)

第1条の2 この業務方法書（これに基づく規則を含む。）において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。

(清算対象取引)

第2条 本所の金融商品債務引受業の対象とする債務の起因となる取引（以下「清算対象取引」という。）は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる取引とする。

(1) 指数先物取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数に係るものをいう。以下同じ。）

- (2) 個別証券オプション取引（法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち有価証券の売買に係るものをいう。以下同じ。）
- (3) 指数オプション取引（法第2条第21項第3号に掲げる取引のうち同項第2号に掲げる取引に準ずる取引として本所の業務規程に定める取引（指数に係る取引に限る。）に係るものを行う。以下同じ。）
- (4) 取引所外国為替証拠金取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るものを行う。（以下「取引所FX取引」という。）以下同じ。）

（休業日）

第3条 本所は、前条第1号から第3号までに掲げる清算対象取引（以下「先物・オプション取引」という。）について、次の各号に掲げる日を休業日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
- (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日
- (5) 土曜日
- (6) 年始3日間
- (7) 12月31日

2 本所は、取引所FX取引について、次の各号に掲げる日を休業日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日

- (3) 1月1日
 - (4) 1月1日が日曜日に当たるときは、その年の1月2日
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引時間又は立会時は休業日から除くものとする。
- (1) J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例第32条第1項第1号に定める取引時間
 - (2) 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）第5条第1項第2号に定める取引時間
 - (3) 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）第7条第1項第2号に定める取引時間
 - (4) 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第5条第1項各号に定める立会時
- 4 本所は、必要があると認めるときは、第1項又は第2項に規定する休業日について、臨時休業日を定めることができる。
- 5 本所は、必要があると認めるときは、金融商品債務引受業に係る業務の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に行うことができる。
- 6 前2項の場合には、本所は、あらかじめその旨を清算参加者（次条第1項に規定する清算参加者をいう。）に通知する。

第2章 清算参加者

第1節 通則

(清算参加者)

第4条 清算参加者とは、本所が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格（以下「清算資格」という。）であつて、次の各号に掲げる清算資格を有する者をいう。

- (1) 先物・オプション取引に係る清算資格（以下「先物・オプション清算資格」という。）
- (2) 取引所FX取引に係る清算資格（以下「FX清算資格」という。）

2 前項に規定する清算資格は、本所が行う金融商品債務引受業について、有価証券等清算取次ぎを行うことができない清算資格（以下「自社清算資格」という。）と、第3章に定めるところにより有価証券等清算取次ぎを行うことができる清算資格（以下「他社清算資格」という。）に区分し、自社清算資格を有する清算参加者を自社清算参加者と、他社清算資格を有する清算参加者を他社清算参加者と、先物・オプション取引に係る自社清算資格（以下「先物・オプション自社清算資格」という。）を有する清算参加者を先物・オプション自社清算参加者と、先物・オプション取引に係る他社清算資格（以下「先物・オプション他社清算資格」という。）を有する清算参加者を先物・オプション他社清算参加者と、取引所FX取引に係る自社清算資格（以下「FX自社清算資格」という。）を有する清算参加者をFX自社清算参加者と、取引所FX取引に係る他社清算資格（以下「FX他社清算資格」という。）を有する清算参加者をFX他社清算参加者と称する。

第 2 節 清算資格の取得

(清算資格の取得の申請及び承認)

第 5 条 金融商品取引業者は、次の各号に掲げる清算資格について、それぞれ自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、本所が定めるところにより、本所に清算資格の取得の申請を行うことができる。

- (1) 先物・オプション清算資格（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）
 - (2) FX 清算資格（第二種金融商品取引業の登録（取引所 FX 取引の委託を受けようとするときにあっては、第二種金融商品取引業及び有価証券等管理業務の登録）を受けた者に限る。）
- 2 登録金融機関（法第2条第11項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる清算資格について、それぞれ自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、本所が定めるところにより、本所に清算資格の取得の申請を行うことができる。
- (1) 先物・オプション清算資格（他社清算資格に限る。）
 - (2) FX 清算資格
- 3 本所は、前2項の規定により清算資格の取得の申請があった場合において、清算資格の取得申請者が審査により適当であると認められるときは、当該清算資格の取得の承認を行う。
- 4 前項の承認は、清算資格を取得すべき期日を指定して行う。
- 5 本所は、第3項の規定に基づき、清算資格取得を承認したときは、その旨を各清算参加者に通知する。

(清算資格の要件)

第6条 前条第3項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業の運営について必要と認める事項について行うものとする。

(1) 経営の体制

本所の金融商品債務引受業の運営にかんがみて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど本所が行う金融商品債務引受業について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営の体制であること。

(2) 財務基盤

当該清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれ、かつ、清算参加者として安定した収益力が見込まれること。

a 金融商品取引業者

- (a) 資本金の額が3億円以上であること。
- (b) 純財産額が20億円以上(他社清算資格の場合には200億円以上)であり、かつ、資本金の額を上回っていること。
- (c) 自己資本規制比率(第一種金融商品取引業を行わない者にあっては、法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率)が200パーセントを上回っていること。
- (d) 特別金融商品取引業者(法第57条の5第2項の届出を行う者に限る。以下同じ。)にあっては、連結自己資本規制比率が200パーセントを上回っていること。

b 登録金融機関

- (a) 資本金の額又は出資の総額(相互会社にあっては、基

金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円以上であること。

- (b) 純資産額が200億円以上（FX自社清算資格の場合には20億円以上）であり，かつ，資本金の額又は出資の総額（相互会社にあっては，基金（基金償却積立金を含む。）の総額）を上回っていること。
- (c) 保険会社以外の登録金融機関にあっては，海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを，海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを上回っていること（外国銀行にあっては，これに準ずる場合に該当していること），保険会社にあっては，ソルベンシー・マージン比率が400パーセントを上回っていること。

(3) 業務執行体制

清算対象取引についての第46条に定める債務の引受けに係る約定（先物・オプション清算参加者においては，第2条第3号に掲げる指数オプション取引の権利行使により成立する取引を含む。以下「清算約定」という。）の決済，損失の危険の管理並びに法令（法及びその関係法令をいう。以下同じ。），法令に基づいてする行政官庁の処分及びこの業務方法書その他の規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

（清算資格の取得手続の履行）

第7条 本所が第5条第3項の規定により清算資格の取得の承認

を行ったときは、本所は、同条第4項の規定により本所が指定した期日の前日（休業日（第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第4項に規定する臨時休業日を含む。以下この条及び第14条において同じ。）に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）までに、清算資格の取得申請者をして、清算参加者参加金の払込み、第14条第1項に規定する清算預託金の預託その他本所が必要と認める清算資格の取得手続を履行させるものとする。

- 2 清算資格の取得申請者が第5条第4項の規定により本所が指定した期日の前日までに、前項の手続を履行しないときは、その清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。
- 3 清算参加者参加金の額は、本所が規則により定める。

（清算資格取得の日）

第8条 本所は清算資格の取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、第5条第4項の規定により本所が指定した期日に、当該申請に係る清算資格を付与する。

（非清算参加者が清算資格を取得した場合の未決済約定の取扱い）

第9条 本所の取引参加者（取引参加者規程第2条第3項に規定する先物取引等取引参加者又は同条第5項に規定するFX取引参加者をいう。以下同じ。）であって、清算資格を有していない者（以下「非清算参加者」という。）が、前条第1項の規定により清算資格を取得して清算参加者となったときは、当該非清算参加者は、当該非清算参加者が取引参加者規程第27条の

規定により常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする者として指定した清算参加者（以下「指定清算参加者」という。）から当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものを引き継ぐ。

（清算資格の区分の変更）

第9条の2 第5条第1項，第3項及び第4項並びに第6条及び第8条の規定は，清算参加者がその有する清算資格の区分を変更する場合について準用する。この場合において，第5条第1項及び第3項中「清算資格の取得」とあるのは「清算資格の区分の変更」と，第5条第3項，第6条及び第8条中「清算資格の取得申請者」とあるのは「清算資格の区分の変更申請者」と，第5条第4項及び第6条第2号中「清算資格を取得すべき期日」とあるのは「清算資格の区分を変更すべき期日」と，第8条中「清算資格を付与」とあるのを「清算資格の区分を変更」と読み替えるものとする。

第3節 清算参加者の義務

（清算参加者契約の締結）

第10条 清算参加者は，本所との間で，本所の定める清算参加者契約を締結しなければならない。

（清算参加者代表者）

第11条 清算参加者は，その代表取締役又は代表執行役（清算参加者が外国法人である金融商品取引業者又は外国銀行の場合は，日本における代表者で，かつ，取締役又は執行役と同等以

上の地位にある者)のうちから、本所において当該清算参加者を代表するのに適当な者1人を、本所が定めるところにより、あらかじめ清算参加者代表者として本所に届け出なければならない。

2 清算参加者と本所との関係においては、清算参加者代表者のみが当該清算参加者を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、本所に届け出した日常業務代行者をして行わせることができる。

(決済業務責任者)

第12条 清算参加者は、本所との間の清算約定の決済に係る業務の統括に当たらせるため、その役員又は従業員のうちから決済業務責任者1人を選任し、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出なければならない。

(清算参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)

第12条の2 本所は、清算参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が本所の金融商品債務引受けの運営にかんがみて適当でないと認めるときは、当該清算参加者を聴聞のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該清算参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、聴聞に代えることができる。

2 本所は、清算参加者が正当な理由がないにもかかわらず、前項の聴聞に応じない場合には、聴聞を行わずに同項の変更請求を行うことができる。

3 清算参加者は、第1項の変更請求が不当であると認めるとき

は，変更請求の通知を受けた日から10日以内に，本所に対し書面をもって，理由を示して，異議の申立てを行うことができる。

4 本所は，前項の異議の申立てを受理したときは，遅滞なく，取締役会を開催する。

5 前項の取締役会における決議をもって，第1項の変更請求を変更し，又は取り消すことが適当であると認められたときは，直ちに第1項の請求を変更し，又は取り消すものとする。

(ポジション管理に関する社内規則の制定)

第12条の3 清算参加者は，清算対象取引に係るポジション（当該清算参加者の名における清算約定で未決済のものにより構成される集合体をいう。以下同じ。）の管理に関する事項を定めた社内規則を制定しなければならない。

(清算参加者料金)

第13条 清算参加者は，本所が定めるところにより，清算参加者料金を本所に納入しなければならない。

(清算預託金の預託)

第14条 清算参加者は，本所に対する債務の履行を確保するための清算預託金を，次の各号に掲げる区分ごとに，本所が定めるところにより，本所に預託しなければならない。

(1) 先物・オプション取引に起因する債務の履行を確保するための清算預託金（以下「先物・オプション清算預託金」という。）

(2) 取引所FX取引に起因する債務の履行を確保するための清

算預託金（以下「為替清算預託金」という。）

- 2 清算参加者は、本所に預託している清算預託金が本所が規則により定める清算預託金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の正午までに本所に追加預託しなければならない。
- 3 清算預託金は、本所が定めるところにより、有価証券（流動性等を勘案して本所が適当と認めるものに限る。次条において同じ。）をもって代用預託することができる。
- 4 前項に定める有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）における本所が定める時価に本所が定める率を乗じた額とする。ただし、本所は、第28条第3項の規定により、代用価格を臨時に変更することができる。
- 5 前2項の規定のほか、清算預託金の代用有価証券に関する事項については、本所が定める。

第15条 及び 第16条 削除

（清算預託金の返還請求権の譲渡の禁止等）

第17条 清算参加者は、第14条に規定する清算預託金の返還請求権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することはできない。

（金融商品債務引受業に関する責任の所在）

第18条 本所は、清算参加者が業務上、本所が行う金融商品債務

引受業に関し損害を受けることがあっても、本所に故意又は重大過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

(届出事項)

第18条の2 清算参加者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

(1) 次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める行為

a 先物・オプション清算資格

(a) 金融商品取引業者にあっては法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止

(b) 登録金融機関にあっては法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務の廃止

b FX清算資格

(a) 金融商品取引業者にあっては第二種金融商品取引業（取引所FX取引の委託を受ける者にあっては、第二種金融商品取引業又は有価証券等管理業務）の廃止

(b) 登録金融機関にあっては法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務の廃止

(2) 他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併

(3) 合併及び破産手続きの開始の決定以外の事由による解散

(4) 分割による事業（登録金融機関にあっては法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務に関する事業をいう。以下この条及び第28条第8項において同じ。）の全部又は一部

他の会社への承継

- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (6) 他の清算参加者と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併
 - (7) 分割による事業の全部又は一部の他の清算参加者からの承継
 - (8) 事業の全部又は一部の他の清算参加者からの譲受け
 - (9) 商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）
 - (10) 役員の変更又は他の会社その他法人の役員への就任若しくは退任
 - (11) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更
- 2 他社清算参加者は、前項に規定するほか、有価証券等清算取次ぎに係る業務の廃止をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

（報告事項）

第19条 清算参加者は、本所が定める場合に該当することとなつたときは、直ちにその内容を本所に報告しなければならない。

（清算参加者の調査）

第20条 本所は、次の各号に掲げる場合その他本所の金融商品債務引受業の運営上必要があると認める場合は、清算参加者に対し、当該清算参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は本所の職員をして当該清

算参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- (1) 清算参加者によるこの業務方法書その他の規則の遵守の状況の調査を行う場合
- (2) 清算参加者の財務の状況の調査を行う場合
- (3) 清算参加者の本所に対する債務の履行の確実性に関する調査を行う場合
- (4) 本所の市場における清算対象取引の公正の確保を図るための調査を行う場合

第4節 清算資格の喪失

(清算資格の喪失申請)

第21条 清算参加者が清算資格を喪失しようとするときは、本所が定めるところにより、清算資格の喪失の申請を行わなければならない。

(清算資格の喪失申請者の未決済約定の取扱い)

第22条 清算参加者は、清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算参加者の清算約定で未決済のものを、すべて解消しなければならない。

2 他社清算参加者は、他社清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、清算受託契約（第39条に規定する清算受託契約をいう。以下第34条までにおいて同じ。）をすべて解約しなければならない。

(清算資格の喪失申請者の合併等の場合の適用除外)

第23条 清算参加者は、前条第1項の場合において、清算資格の喪失と同時に、清算資格を取得する者又は清算参加者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当該清算参加者の清算約定で未決済のもののすべてを解消させる必要がないと本所が認めるときは、同項の規定にかかわらず、本所が認める範囲において、当該清算約定で未決済のものを解消しないことができる。

2 他社清算参加者は、前条第2項の場合において、他社清算資格の喪失と同時に、他社清算資格を取得する者又は他社清算資格者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当該他社清算参加者が締結している清算受託契約のすべてを解約させる必要ないと本所が認めるときは、同項の規定にかかわらず、本所が認める範囲において、当該清算受託契約を解約しないことができる。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第24条 本所は、清算参加者から清算資格の喪失の申請を受理した翌日（休業日（喪失を申請する清算資格が先物・オプション清算資格である場合は第3条第1項に規定する休業日（同条第4項に規定する臨時休業日を含む。）をいい、喪失を申請する清算資格がFX清算資格である場合は第3条第2項に規定する休業日（同条第4項に規定する臨時休業日を含む。）をいう。）に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務について新たな債務の引受けを停止する。

2 本所は、清算資格の喪失申請者が、その喪失と同時に、清算

資格を取得する者又は清算参加者に合併され，分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で，当該清算参加者の清算約定で未決済のものを解消させる必要がないと認めるときは，前項の規定にかかわらず，当該清算資格の喪失申請者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。

(清算資格の喪失の承認)

第25条 清算資格の喪失の承認は，本所が将来の一定の期日を指定して行い，当該清算資格は，当該期日をもって喪失するものとする。

2 本所は，清算資格の喪失を承認した場合は，各清算参加者に，その旨を通知する。

(清算資格の喪失の際の清算預託金の返戻)

第26条 本所は，清算参加者が清算資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下この条及び次条において同じ。）したときは，当該清算資格の喪失の日以降当該清算資格の喪失による清算預託金の返戻を行うものとする。ただし，当該清算資格を喪失した者の清算約定で未決済のものがある場合その他本所が必要と認める場合は，その事由の消滅するまでの間，清算預託金の返戻を停止することができる。

(清算資格の喪失の際の債務弁済)

第27条 清算資格を喪失した者は，本所から返付を受ける金銭又は有価証券をもって，その者が清算参加者として本所に対して

負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

(清算参加者参加金の免除)

第27条の2 本所は、清算資格の取得申請者が清算参加者から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該清算参加者の清算資格の喪失と同時に当該清算資格と同種の清算資格を取得する場合等で、清算資格を喪失する清算参加者と清算資格の取得申請者の実態に差異がないと本所が認めるときは、清算資格の喪失申請者の清算資格の喪失と同時に当該清算資格と同種の清算資格を取得する者に対して、清算参加者参加金の納入を免除することができる。

第5節 清算参加者に対する措置等

(清算参加者の処分)

第27条の3 本所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、あらかじめ当該清算参加者を聴聞のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったときは、清算資格の取消し
- (2) 本所の金融商品債務引受業に関する本所、他の清算参加者又は非清算参加者との間の契約を履行しないときは、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消し
- (3) 清算参加者として本所に払込み、納入又は預託しなければならない金銭又は有価証券を、本所が定めるところにより、

払込み、納入又は預託しないときは、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消し

- (4) 第18条の2の規定による届出若しくは第19条の規定による報告を適時にせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、戒告、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消し
- (5) 第20条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したときは、戒告、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消し
- (6) 前各号のほか、この業務方法書その他の規則若しくはこれらに基づく措置に違反したとき、取引の信義則に反する行為をしたとき、又は清算参加者が本所若しくは他の清算参加者の信用を失墜させた場合において金融商品債務引受業の運営にかんがみて必要であると認めるときは、戒告、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消し

2 前項の場合において、戒告以外の処分を行うときは、取締役会の決議を要するものとする。

(清算参加者に対する措置)

第28条 本所は、金融商品債務引受業の適正かつ確実な運営にかかるがみて清算参加者の社内規則（第12条の3に規定する清算対象取引に係るポジションの管理に関する事項を定めた社内規則をいう。以下この項において同じ。）が明らかに適当でないと認められるときは、その必要の限度において、当該清算参加者に対し、社内規則の改善を指示することができる。

2 前項のほか、本所は、金融商品債務引受業の適正かつ確実な運営にかかるがみて清算参加者のリスク管理体制（保有するポジション若しくは有価証券等の価格の変動、取引の相手方の契約不履行又はその他の理由により発生し得る危険を管理する体制をいう。）が明らかに適當でないと認められるときは、その必要の限度において、当該清算参加者に対し、リスク管理体制の変更を指示することができる。

3 本所は、次の各号に掲げる場合に該当したときは、その必要の限度において、取締役会の決議により、当該清算参加者に対して、当該各号に掲げる措置（次項並びに第35条第2項及び第3項に規定する措置を除く。）その他本所が必要と認めた措置を行うことができる。

(1) 清算参加者が過大なポジションを保有していると認められる場合（当該清算参加者のポジションが負っているものと想定されるリスク相当額（当該清算参加者が未決済約定（清算対象取引における決済が未了である約定をいう。以下同じ。）を有する清算対象取引に係る各銘柄の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。次項において同じ。）が、当該清算参加者の純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額）又は現金等の財産の状況に比し過大であると認め

られる場合であって，当該ポジションが当該清算参加者の自己の計算による清算対象取引又は著しく少数の顧客の委託に基づく清算対象取引に起因している場合をいう。)又はその具体的なおそれがあると認められる場合

取引証拠金等(自己の計算による先物・オプション取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物・オプション取引に係る取引証拠金，自己の計算による取引所FX取引若しくは顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引に係る取引証拠金，先物・オプション清算預託金又は為替清算預託金をいう。第65条を除き，以下同じ。)について，次に掲げる措置

- a 取引証拠金等を有価証券をもって代用する場合における本所が指定する銘柄の制限
- b 取引証拠金等を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算における時価に乘すべき率の引下げ
- c 取引証拠金等の額の引上げ

(2) 次条第1項に定める場合その他の取引証拠金等の預託等の状況に異常があると認められる場合又はその具体的なおそれがあると認められる場合

前号に掲げる措置

(3) 清算対象取引若しくはこれと関連する有価証券等の相場又は取引証拠金等の代用有価証券の相場の変動が著しい場合その他の清算参加者の本所に対する債務の履行確保の観点から本所が必要と認めた場合

第1号に掲げる措置

- 4 本所は、前項第1号に規定する措置を行ったにもかかわらず、本所が指定した期日までに、前項第1号前段に規定する事由が解消されない、又は、当該清算参加者のリスク相当額が増加するなどによって、当該清算参加者の本所に対する債務履行の確実性に係る危険を速やかに解消する必要があると認められる場合には、その必要な限度において、当該清算参加者に対して、取締役会の決議により、ポジション保有状況の改善指示（以下「改善指示」という。）を行うことができる。
- 5 本所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該清算参加者を聴聞のうえ、理由を示して、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止その他本所が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。
- (1) 第12条の2の規定による役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。
- (2) 総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）又は出資に係る議決権の過半数が本所の金融商品債務引受業の運営にかんがみて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき。
- (3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、清算参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、本所の金融商品債務引受業の運営にかんがみて適當でないと認められるとき。

6 本所は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該清算参加者を聴聞のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

- (1) 資本金の額又は出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が3億円を下回ったとき。
- (2) 純財産額(登録金融機関にあっては、純資産額)が5億円を下回ったとき。
- (3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率(第一種金融商品取引業を行わない者にあっては、法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率)が140パーセントを下回ったとき。
- (4) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき。
- (5) 保険会社以外の登録金融機関について、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを下回ったとき(外国銀行にあっては、これに準ずる場合で本所が必要と認めるとき)。
- (6) 保険会社について、ソルベンシー・マージン比率が200パーセントを下回ったとき。

7 本所は、清算参加者が他社清算参加者である場合で、当該清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該清算参加者を聴聞のうえ、その事由の消滅するまで、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務(有

価証券等清算取次ぎに係るものに限る。)の全部又は一部の引受けの停止を行うことができる。

- (1) 純財産額(登録金融機関にあっては、純資産額)が、一定期間100億円を下回り、速やかな回復が見込めないとき。
- (2) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率(第一種金融商品取引業を行わない者にあっては、法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率)が200パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
- (3) 特別金融商品取引業者について、連結自己資本規制比率が200パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。
- (4) 保険会社以外の登録金融機関について、海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを、海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき(外国銀行にあっては、これに準ずる場合で本所が必要と認めるとき)。
- (5) 保険会社について、ソルベンシー・マージン比率が400%を下回り、速やかな回復が見込めないとき。

8 本所は、清算参加者が第18条の2第1項第1号に掲げる事項について本所へ届出を行った場合又は同項第2号から第5号までのいずれかに掲げる事項(同項第4号にあっては事業の全部の承継、第5号にあっては事業の全部の譲渡に限る。)に係る公告を行った場合において、清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を聴聞のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の全部又は一部の引受けの停止を行うことができる。

9 本所は、他社清算参加者が第18条の2第2項に規定する届出を行った場合において、他社清算資格の喪失申請を行わないときは、当該清算参加者を聴聞のうえ、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務（有価証券等清算取次ぎに係るものに限る。）の全部又は一部の引受けの停止を行うことができる。

（取引証拠金等の預託等の状況に異常があると認められる場合）
第28条の2 前条第3項第2号に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 一の清算参加者が取引証拠金等（自己の計算による取引所FX取引又は顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引に係る取引証拠金を除く。以下この条において同じ。）の本所への預託を株券等（株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）による代用により行っている場合において、その預託数量が当該株券等の上場株式数（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）にあっては上場優先出資口口数をいい、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）にあっては上場預託証券数をいい、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書のうち受益証券発行信託の受益

証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)にあっては上場受益権口数をいい、投資証券又は外国投資証券にあっては上場投資口口数をいう。)(ただし、株券等が本所に上場していない場合には、当該株券等が上場している他の金融商品取引所における上場株式数をいう。以下同じ。)の5%相当数量を超えている場合

(2) 取引証拠金等の預託者の発行する有価証券(その親会社、子会社又はその親会社の他の子会社の発行する有価証券を含む。)が、取引証拠金等の代用として本所に預託されている場合

(3) 相場の変動が著しいなどの理由から、業務方法書、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則又は取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則(以下「FX証拠金規則」という。)において定める時価及び時価に乗すべき率をもって有価証券の代用価格を計算することが適当でないと認められる場合

2 前項第2号において、「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項の規定により当該預託者の親会社とされる者をいい、「子会社」とは、同条同項の規定により当該預託者の子会社とされる者をいう。

(改善指示を受けた清算参加者の措置等)

第28条の3 清算参加者が改善指示を受けた場合、当該清算参加者は、本所がその都度指定する日までに、当該指示を受けた事

由を解消することを目的として、資本充実、当該清算参加者の清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎ又は決済その他具体的な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定により当該清算参加者が当該清算参加者の清算対象取引に係る未決済約定を他の清算参加者に引き継ごうとするときは、あらかじめ、本所の承認及び当該他の清算参加者の承諾を受けなければならない。
- 3 前項の引継ぎを行おうとする未決済約定が顧客の委託に基づくものであるときは、当該清算参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。
- 4 この業務方法書に定めるもののほか、改善指示に必要な事項は、本所がその都度定める。

(業務の廃止等において清算資格喪失申請を行わないことにより債務の引受けの停止を受けた清算参加者に対する措置)

- 第29条 本所は、第28条第8項又は第9項の規定により当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止を行った場合には、当該清算参加者をして、当該清算参加者の清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。
- 2 本所は、前項の規定による整理を行うためその他本所が必要と認める限度において、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。
 - 3 本所は、必要があると認めるときは、第1項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。この場合においては、当該他の清算参加者と同項の債務の引受けの停止の対象

清算参加者との間に委任契約が成立していたものとみなす。

(債務の引受けの停止の措置の解除)

第30条 本所が第28条の規定により期間を定めないで債務の引受けの停止（有価証券等清算取次ぎに係る債務に限って行うものを除く。）を行った場合には、対象清算参加者は、その事由を除去したときは、説明書を添付して停止の解除を申請することができる。

- 2 本所は、前項の申請に基づく停止の解除が適当であると認めるときは、その申請を承認する。
- 3 第1項の対象清算参加者が、同項の停止を受けた日から1年以内に、前項の承認を受けられない場合は、本所は、取締役会の決議により、当該対象清算参加者の清算資格を取り消すことができる。
- 4 前3項の規定は、本所が第28条の規定により期間を定めないで債務の引受けの停止（有価証券等清算取次ぎに係る債務に限って行うものに限る。）を行った場合について準用する。この場合において、前項中「清算資格を取り消す」とあるのは「他社清算資格を取り消し、自社清算資格を付与する」と読み替えるものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、第28条第3項又は同条第4項の規定に基づく措置又は指示を行った場合について準用する。

(異議の申立て等)

第31条 第12条の2第1項ただし書及び第2項の規定は第27条の3又は第28条の聽聞について、第12条の2第3項から第5項ま

での規定は第27条の3の処分又は第28条の措置について、それぞれ準用する。

2 前項の規定にかかわらず、第28条第3項第1号の措置については、緊急の必要があり、かつ、金融商品債務引受業の適正かつ確実な運営にかんがみて必要かつ適当であると認めるときは、本所は、清算参加者が異議の申立てを行うことができる期間を短縮し、又は省略することができる。

(クリアリング機構で債務の引受けの停止を受けた場合の措置)

第32条 本所は、清算参加者が株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）において債務の引受けの全部又は一部の停止を受けた場合には、当該停止の内容に応じ、当該清算参加者を当事者とする個別証券オプション取引に係る債務の引受けの全部又は一部を停止する。

(金融商品取引業者等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置)

第33条 清算参加者は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、清算資格を喪失するものとする。

(1) 先物・オプション清算参加者が、金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）及び登録金融機関のいずれにも該当しないこととなること。

(2) FX清算参加者が、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業の登録（取引所FX取引の委託を受けようとするときには、第二種金融商品取引業及び有価証券等管理業務の

登録)を受けた者に限る。)及び登録金融機関のいずれにも該当しないこととなること。

(3) 解散

(措置の通知等)

第34条 本所が、この業務方法書に基づき有価証券等清算取次ぎに係る債務の引受けの全部若しくは一部の停止若しくは他社清算参加者の清算資格を取り消したとき又は前条の規定により他社清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該他社清算参加者は、清算受託契約を締結している非清算参加者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 本所は、この業務方法書に基づき清算資格の取消しを清算参加者に対して行ったとき又は前条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、各清算参加者に対し、速やかにその旨を通知する。

3 本所は、第27条の3に規定する処分、第28条に規定する措置若しくは指示又は第37条に規定する勧告(以下この項において「処分等」という。)を清算参加者に対して行ったときは、当該処分等を行った日から6か月以内に、各清算参加者に対してその旨を通知し、又は公表するものとする。ただし、本所は、通知等(処分等の清算参加者に対する通知又は公表をいう。以下この条において同じ。)を行った場合における市場への影響度を勘案して必要かつ適当であると認めるときは、当該処分等を行った日から6か月を超える日に通知等を行うことができる。

4 前項の場合において、本所は、処分等の重要性又は通知等を

行った場合における市場への影響度を勘案して，通知等を行う範囲をその都度定めるものとする。

(債務の引受けの停止を受けた清算参加者等に対する措置)

第35条 本所がこの章の規定に基づき清算参加者に対して債務の引受けの全部又は一部の停止を行った場合には，対象清算参加者は，本所の承認を受けて，その期間中，当該対象清算参加者の清算約定で未決済のものを，他の清算参加者に引き継ぐことができる。

2 前項の規定にかかわらず，本所は，第27条の3の規定に基づき清算参加者に対して債務の引受けの全部又は一部の停止を行ったとき（当該清算参加者が改善指示に違反した場合（その具体的なおそれがあると認められる場合を含む。）において当該清算参加者に対して債務の引受けの全部又は一部の停止を行ったときに限る。）は，当該清算参加者で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

3 本所は，必要があると認めるときは，前項に定める整理を，他の清算参加者をして行わせることができる。この場合においては，当該他の清算参加者と同項の債務の引受けの停止の対象清算参加者との間に委任契約が成立していたものとみなす。

(清算資格を取り消された者の未決済約定の取扱い)

第36条 本所は，この業務方法書に基づき清算資格の取消しを清算参加者に対し行ったとき又は第33条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは，当該清算参加者をして，その

者の清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

- 2 本所は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。この場合においては、当該他の清算参加者と清算参加者であった者との間に委任契約が成立していたものとみなす。
- 3 第1項の清算参加者であった者は、その者の清算約定で未決済のものの決済又は整理を行うためその他本所が必要と認める範囲内において、なお清算参加者とみなす。

(清算参加者に対する勧告)

第37条 本所は、清算参加者の業務又は財産の状況が、本所の金融商品債務引受けの運営にかんがみて、適当でないと認めるときは、当該清算参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 本所は前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該清算参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。

第3章 有価証券等清算取次ぎ

(有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第38条 他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、第2条に定める清算対象取引とする。

- 2 第2条第3号に掲げる指数オプション取引の権利行使により成立する取引のうち有価証券等清算取次ぎによる指数オプシ

ヨンの権利行使により成立するもの及び指数先物特例第33条第3項ただし書、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「個別証券オプション特例」という。）第39条第3項ただし書又は指数オプション特例第38条第3項ただし書の規定に定めるところによりギブアップが成立した場合に本所と清算執行取引参加者（指数先物特例第33条第2項、個別証券オプション特例第39条第2項又は指数オプション特例第38条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。第46条において同じ。）の指定清算参加者との間に発生する清算対象取引については、有価証券等清算取次ぎによるものとみなしてこの業務方法書を適用する。

（非清算参加者との清算受託契約の締結）

第39条 他社清算参加者は、有価証券等清算取次ぎを行う場合には、非清算参加者が清算参加者を代理して清算対象取引を成立させようとするときは、当該非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨その他本所が定める事項を記載した清算受託契約を、有価証券等清算取次ぎの委託をする非清算参加者との間で、締結しなければならない。

（清算受託契約の締結の届出）

第40条 他社清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、本所が定めるところにより、その内容を本所に届け出なければならない。

(清算受託契約の解約の届出)

第41条 他社清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に届け出なければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前（休業日（第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第4項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除外する。以下日数計算において同じ。）の日までに届出を行う。

(2) 他社清算参加者が事前に非清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約（第5号に掲げる解約を除く。）

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく届出を行う。

(3) 他社清算参加者が事前に非清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく届出を行う。

(4) 非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日までに届出を行う。

(5) 非清算参加者との間で有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもって他社清算参加者が事前に非清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し

出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後直ちに，かつ，当該解約を行おうとする日の前日までに届出を行う。

(清算対象取引に係る区分管理)

第42条 他社清算参加者は，その清算対象取引について，有価証券等清算取次ぎによるものとそれ以外のものとを，区分して管理しなければならない。

(指定清算参加者の変更等の場合の未決済約定の引継ぎ)

第43条 非清算参加者が取引参加者規程第27条の定めるところにより指定清算参加者を変更した場合には，変更した時点における当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものを，変更前の指定清算参加者から変更後の指定清算参加者へ引き継ぐものとする。

2 本所の取引参加者である清算参加者が清算資格を喪失し，取引参加者規程第27条の定めるところにより他の清算参加者を指定清算参加者として指定する場合には，指定した時点における清算資格を喪失する当該清算参加者の清算約定で未決済のものを，清算資格を喪失する当該清算参加者から新たに指定清算参加者として指定された清算参加者へ引き継ぐものとする。

(非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託を停止された場合の未決済約定の引継ぎ等)

第44条 本所は，非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの委託を停止若しくは制限された場合又は取引資格を取り消された場

合には、本所が行う措置の内容に応じて、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

2 前項の規定は、本所が当該非清算参加者の指定清算参加者に対し債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消しを行った場合には、適用しない。

(清算参加者が有価証券の売買又は清算対象取引を停止された場合等の未決済約定の引継ぎ等)

第45条 本所は、清算参加者が本所の市場における有価証券の売買又は清算対象取引を停止若しくは制限された場合又は取引資格を取り消された場合は、本所が行う措置の内容に応じて、当該清算参加者の清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他必要な整理を行わせるものとする。

2 前項の規定は、本所が当該清算参加者に対し債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消しを行った場合には、適用しない。

第4章 債務の引受け

(債務の引受け)

第46条 本所が金融商品債務引受業として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1号又は第4号に掲げる清算対象取引

清算対象取引が本所の定めるところにより成立したときは、

当該清算対象取引について、本所は売方清算参加者がその相手方である買方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該売方清算参加者は本所により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに本所に対し負担し、かつ、本所は買方清算参加者がその相手方である売方清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は本所により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに本所に対し負担するものとする。

(2) 第2条第2号又は第3号に掲げる清算対象取引

清算対象取引が本所の定めるところにより成立したときは、当該清算対象取引について、本所は売方清算参加者の相手方である買方清算参加者のオプションの付与者としての地位を承継し（ただし、取引代金請求権を除く。）、当該売方清算参加者は本所に対して、本所によりその付与者としての地位が承継された当該オプションと同一内容の新たなオプションの付与者の地位に立つものとする。この場合において、本所は当該買方清算参加者が当該売方清算参加者に対し負担する取引代金支払債務を免責的に引き受け、当該買方清算参加者は本所により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに本所に対し負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ギブアップが成立した場合には、本所が金融商品債務引受業として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1号に掲げる清算対象取引

指数先物特例第33条第3項の定めるところによりギブアップに係る清算対象取引が消滅及び発生したときは、当該消滅

した清算対象取引について、前項第1号の規定により本所が指數先物特例第33条第2項に規定する注文執行取引参加者（当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者。以下この号において同じ。）に対し負担していた債務及び当該注文執行取引参加者が本所に対し負担していた債務が将来に向かって消滅し、同時に、本所は、当該消滅した清算対象取引につき当該注文執行取引参加者に対し負担していた債務と同一内容の債務を清算執行取引参加者（当該清算執行取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者。以下この条において同じ。）に対し新たに負担し、当該清算執行取引参加者は、当該消滅した清算対象取引につき当該注文執行取引参加者が本所に対し負担していた債務と同一内容の債務を本所に対し新たに負担するものとする。

(2) 第2条第2号又は第3号に掲げる清算対象取引

a　注文執行取引参加者（個別証券オプション特例第39条第2項又は指數オプション特例第38条第2項に規定する注文執行取引参加者をいう。以下この号において同じ。）が売方である場合

個別証券オプション特例第39条第3項又は指數オプション特例第38条第3項の定めるところによりギブアップに係る清算対象取引が消滅及び発生したときは、当該清算対象取引について、前項第2号の規定により当該注文執行取引参加者（当該注文執行取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者。以下この号において同じ。）の有する本所に対するオプションの付与者の地位が将来に向

かって消滅し，同時に，清算執行取引参加者は本所に対して，当該オプションと同一内容の新たなオプションの付与者の地位に立つものとする。

b　注文執行取引参加者が買方である場合

個別証券オプション特例第39条第3項又は指数オプション特例第38条第3項の定めるところによりギブアップに係る清算対象取引が消滅及び発生したときは，当該清算対象取引について，前項第2号の規定により本所が売方清算参加者から承継した注文執行取引参加者のオプションの付与者としての地位及び注文執行取引参加者が本所に対し負担していた債務が将来に向かって消滅し，同時に，本所は清算執行取引参加者に対して，当該オプションと同一内容の新たなオプションの付与者としての地位に立ち，清算執行取引参加者は，当該消滅した清算対象取引につき当該注文執行取引参加者が本所に対し負担していた債務と同一内容の債務を新たに本所に対し負担するものとする。

3　本所は，前2項の規定により引き受けた債務の内容及びその決済に必要な事項を，清算参加者に対し通知するものとする。

4　清算参加者は，前項の通知を受けたときは，速やかにその内容を確認するものとする。

第5章　清算対象取引の決済

第1節　指数先物取引の決済

(転売又は買戻し)

第47条　先物・オプション清算参加者は，指数先物取引の各限月

取引について、転売（買建玉（未決済約定に係る数量のうち買付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。）についての反対の取引をいう。以下同じ。）又は買戻し（売建玉（未決済約定に係る数量のうち売付けの約定に係る数量をいう。以下同じ。）についての反対の取引をいう。以下同じ。）をした場合（有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（国外取引参加者（取引参加者規程第3条第3項に規定する国外取引参加者をいう。以下同じ。）からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものを除く。以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づくものを除く。以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しをした場合を除く。）には、各限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。以下この章において同じ。）に基づくもの、自己の計算によるもの、有価証券等清算取次ぎの委託を受けている国外取引参加者ごとに国外取引参加者の顧客の委託に基づくものと国外取引参加者の自己の計算によるものとに区分して本所が定める时限までに本所に申告するものとする。

- 2 本所は、前項の申告（有価証券等清算取次ぎの委託を受けている国外取引参加者に係るものと除く。）を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。
- 3 本所は、清算・決済規程第20条に定めるところにより、非清算参加者から清算取次買建玉（国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉を含む。以下この項において同じ。）に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。

て同じ。)に係る転売又は清算取次売建玉(国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉を含む。以下この項において同じ。)に係る買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該清算参加者の当該非清算参加者に係る清算取次買建玉又は清算取次売建玉から減じるものとする。

(清算数値)

第48条 本所は、指数先物取引の各限月取引について、各取引日(指数先物特例第2条第6号に規定する「取引日」をいう。以下、この節において同じ。)の中立会の終了後に、その取引日の清算数値を定める。

2 前項の清算数値は、その立会による取引日の指数先物取引の約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。以下この項において同じ。)のうち本所が定める時間帯における最終の約定数値とする。ただし、当該最終の約定数値がない限月取引については、理論価格(当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段(該当する値段が二つある場合は、高い方の値段))及び当日の中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して本所が定める数値とする。

3 前項の規定にかかわらず、Large取引(指数先物特例第3条の2に規定するLarge取引をいう。)の限月取引と取引最終日を同一とするMini取引(同条に規定するMini取引をいう。)の限月取引に係る清算数値は、当該Large取引の限月取引に係る清算数値と同一とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず，同項の定めるところにより得られた数値を清算数値とすることが適当でないと本所が認める場合の清算数値は，本所がその都度定める。
- 5 本所は，前3項の規定にかかわらず，指数先物取引に係る清算約定の決済（次条及び第50条に規定する金銭の授受をいう。）の前に，清算数値に誤りがあると認められた場合（現実数値の算出又は配信の不能，遅延若しくは誤りがあった場合で，本所が清算数値を定めた後に当該現実指數が再算出された場合を含む。）には，当該清算数値を本所が適当と認める数値に変更することができる。

（約定数値と清算数値との差に相当する金銭の授受）

第49条 指数先物取引における約定数値と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは，清算参加者はその差に相当する金銭を取引契約締結を行った取引日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは，順次繰り下げる。以下同じ。）において，本所との間で授受するものとする。この場合において，金銭を支払う清算参加者は，当該金銭の授受を行う日の午後1時までに，金銭を受領する清算参加者は，当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に，金銭を支払い又は受領しなければならない。

（清算数値間の差に相当する金銭の授受）

第50条 当該取引日の清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは，清算参加者はその差に相当する金銭をその取引日の終了する日の翌日において，本所との間で授受する

ものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(最終決済に伴う金銭の授受)

第51条 指数先物取引における最終決済（指数先物特例第31条に定める最終決済をいう。）において、最終清算数値（指数先物特例第32条に定める最終清算数値をいう。以下同じ。）と取引最終日の清算数値とを比較して差を生じたときは、清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日（指数先物特例第4条第3項に定める最終決済期日をいう。）において、本所との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(指数の算出が不能等の場合の責任の所在)

第52条 清算参加者は、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は清算数値若しくは最終清算数値の変更により損害を被った場合においても、本所及び指数算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務の委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第2節 個別証券オプション取引の決済

(転売又は買戻し)

第53条 清算参加者は、個別証券オプション取引の各銘柄について、転売又は買戻しをした場合（清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合を除く。）には、各銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくもの、自己の計算によるもの、有価証券等清算取次ぎの委託を受けている国外取引参加者ごとに国外取引参加者の顧客の委託に基づくものと国外取引参加者の自己の計算によるものとに区分して本所が定める时限までに本所に申告するものとする。

- 2 本所は、前項の申告（有価証券等清算取次ぎの委託を受けている国外取引参加者に係るものとを除く。）を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。
- 3 本所は、清算・決済規程第25条に定めるところにより、非清算参加者から清算取次買建玉（国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉を含む。以下この項において同じ。）に係る転売又は清算取次売建玉（国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉を含む。以下この項において同じ。）に係る買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該清算参加者の当該非清算参加者に係る清算取次買建玉又は清算取次売建玉から減じるものとする。

（取引代金の授受）

第54条 個別証券オプション取引が成立したときは、清算参加者は、その取引代金（1単位当たりについて、円位未満の端数を

生じた場合は，切り捨てる。以下この節において同じ。) を取引契約締結の日の翌日において，本所との間で授受するものとする。この場合において，金銭を支払う清算参加者は，当該金銭の授受を行う日の午後1時までに，金銭を受領する清算参加者は，当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に，金銭を支払い又は受領しなければならない。

(権利行使の申告)

第55条 個別証券オプション取引の買建玉(清算取次買建玉を除く。)についての権利行使は，清算参加者が，各銘柄ごとに権利行使に係る数量を，顧客の委託に基づくもの，自己の計算によるもの，有価証券等清算取次ぎの委託を受けている国外取引参加者ごとに国外取引参加者の顧客の委託に基づくものと国外取引参加者の自己の計算によるものとに区分して本所が定める时限までに本所に申告することにより行うものとする。

2 権利行使日(個別証券オプション特例第34条において定める日をいう。以下この節において同じ。)において次の各号に定める場合に該当する銘柄については，当該日の前項に規定する时限までに前項の権利行使の申告が行われないときであっても，当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし，当該銘柄について，清算参加者が当該时限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には，この限りでない。

(1) 個別証券プットオプションについては，権利行使価格が権利行使日のオプション清算値段(個別証券オプション特例第38条に規定するオプション清算値段をいう。以下この節において同じ。)を上回っている場合

(2) 個別証券コールオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算値段を下回っている場合

3 クリアリング機構の業務方法書に規定する現物清算資格（以下「現物清算資格」という。）を有しない清算参加者は、第1項の規定により権利行使の申告を行ったときは、遅滞なくその旨を、指定現物清算参加者（当該清算参加者が取引参加者規程第27条の規定により指定した現物他社清算参加者（現物清算資格に係る他社清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する他社清算資格をいう。）を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

（権利行使の割当て）

第56条 本所は、前条第1項に定めるところにより清算参加者から又は清算・決済規程第27条に定めるところにより非清算参加者から権利行使の申告が行われた場合には、各銘柄ごとの権利行使に係る数量について、本所が定めるところにより割当てを行う。

2 本所は、前項の規定により割当てを行った場合（清算取次売建玉に係る割当てを行った場合を除く。）には、割当てを受けた清算参加者に当該割当てに係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本所は、国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉について第1項の規定により割当てを行った場合には、当該割当てに係る数量を当該国外取引参加者ごとに顧客の委託に基づくものと自己の

計算によるものとに区分して，割当てを受けた清算参加者に通知するものとする。

- 4 清算参加者は，前項の規定により権利行使の割当ての通知を受けたときは，速やかにその内容を当該国外取引参加者に通知するものとする。
- 5 現物清算資格を有しない清算参加者は，第2項の規定により権利行使の割当ての通知を受けた場合は，遅滞なくその旨を指定現物清算参加者に通知しなければならない。

(オプション清算値段を変更した場合の責任の所在)

第57条 清算参加者は，オプション清算値段の変更により損害を被った場合においても，本所及び個別証券オプション特例第7条第2項の規定により本所が指定する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に対してその損害の賠償を請求することができない。

第3節 指数オプション取引の決済

(転売又は買戻し)

第58条 清算参加者は，指数オプション取引の各銘柄について，転売又は買戻しをした場合（清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しをした場合を除く。）には，銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を，顧客の委託に基づくもの，自己の計算によるもの，有価証券等清算取次ぎの委託を受けている国外取引参加者ごとに国外取引参加者の顧客の委託に基づくものと国外取引参加者の自己の計算によるものとに区分して本所が定める時限までに本所に申告するものとする。

- 2 本所は、前項の申告（有価証券等清算取次ぎの委託を受けている国外取引参加者に係るものを除く。）を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該清算参加者の買建玉又は売建玉から減じるものとする。
- 3 本所は、清算・決済規程第32条に定めるところにより、非清算参加者から清算取次買建玉（国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉を含む。以下この項において同じ。）に係る転売又は清算取次売建玉（国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉を含む。以下この項において同じ。）に係る買戻しの申告を受けた場合には、当該申告に係る転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、当該清算参加者の当該非清算参加者に係る清算取次買建玉又は清算取次売建玉から減じるものとする。

（取引代金の授受）

第59条 指数オプション取引が成立したときは、清算参加者は、その取引代金を取引契約締結を行った取引日（指数オプション特例第3条第6号に規定する「取引日」をいう。以下、この節において同じ。）の終了する日の翌日において、本所との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

（権利行使の申告）

第60条 指数オプション取引の買建玉（清算取次買建玉を除く。）

についての権利行使は、清算参加者が、各銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくもの、自己の計算によるもの、有価証券等清算取次ぎの委託を受けている国外取引参加者ごとに国外取引参加者の顧客の委託に基づくものと国外取引参加者の自己の計算によるものとに区分して本所が定める时限までに本所に申告することにより行うものとする。

2 清算参加者は、権利行使日（指数オプション特例第33条に規定する日をいう。以下この節において同じ。）において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、前項の権利行使の申告を行うことができないものとする。

- (1) 指数プットオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算数値（指数オプション特例第37条に規定するオプション清算数値をいう。以下この節において同じ。）の数値以下である場合
- (2) 指数コールオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算数値の数値以上である場合

3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項に規定する时限までに同項の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、清算参加者が当該时限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

- (1) 指数プットオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算数値の数値を上回っている場合
- (2) 指数コールオプションについては、権利行使価格が権利行使日のオプション清算数値の数値を下回っている場合

(権利行使の割当て)

第61条 本所は、前条第1項に定めるところにより清算参加者から又は清算・決済規程第34条に定めるところにより非清算参加者から権利行使の申告が行われた場合には、各銘柄ごとの権利行使に係る数量について、本所が定めるところにより割当てを行う。

2 本所は、前項の規定により割当てを行った場合（清算取次売建玉に係る割当てを行った場合を除く。）には、割当てを受けた清算参加者に当該割当てに係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本所は、国外取引参加者からの有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉について第1項の規定により割当てを行った場合には、当該割当てに係る数量を当該国外取引参加者ごとに顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して、割当てを受けた清算参加者に通知するものとする。

4 清算参加者は、前項の規定により権利行使の割当ての通知を受けたときは、速やかにその内容を当該国外取引参加者に通知するものとする。

(権利行使に係る決済のための金銭の授受)

第62条 指数オプション取引における権利行使が行われたときは、清算参加者は、権利行使価格と権利行使日のオプション清算数値との差に相当する金銭を権利行使日の翌日において、本所と

の間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時までに、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後2時45分に、金銭を支払い又は受領しなければならない。

(指数の算出が不能等の場合の責任の所在)

第63条 清算参加者は、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又はオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、本所及び指数算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務の委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第4節 取引所FX取引の決済

(建玉の申告)

第63条の2 FX清算参加者は、対象金融指標ごとに、取引所FX取引に係る買建玉（有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉を除く。）及び売建玉（有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉を除く。）を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して本所が定める时限までに本所に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。

2 FX清算参加者は、前項の申告を行う数量の計算を、各取引日（取引所FX取引特例第2条第15号に規定する取引日をいう。以下この節において同じ。）の立会終了後直ちに行い、記録す

るものとする。

(清算数値及びスワップポイント基準値)

第63条の3 本所は、取引所FX取引の各金融指標について、各取引日の立会終了後に、その取引日の清算数値及びスワップポイント基準値を定める。

2 前項の清算数値は、本所が定める時間帯の取引高加重平均価格とする。

3 第1項のスワップポイント基準値は、取引所FX取引特例第22条第3項の規定に基づき、マーケットメイカー（取引所FX取引特例第2条第6号に規定するマーケットメイカーをいう。）が本所に提示するスワップレートを参考に本所が定める数値とする。

4 前3項の規定にかかわらず、これらの定めるところにより得られた数値を清算数値又はスワップポイント基準値とすることが適当でないと本所が認める場合は、本所がその都度定める。

5 本所は、前各項の規定にかかわらず、取引所FX取引に係る清算約定の決済（第63条の8に規定する金銭の授受をいう。）の前に、清算数値又はスワップポイント基準値に誤りがあると認められた場合には、当該清算数値又はスワップポイント基準値を本所が適当と認める数値に変更することができる。

(引直差金の授受)

第63条の4 取引所FX取引において、立会終了時における建玉のロールオーバー（取引所FX取引特例第2条第17号に規定するロールオーバーをいう。以下同じ。）が行われた場合であつ

て，取引所 FX 取引における約定数値と当該取引所 FX 取引に係る取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは，FX 清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日に係る決済日(取引日の終了する日(休業日に当たるときは，順次繰り下げる。)の翌日をいう。以下この節において同じ。)において，本所との間で授受するものとする。

(更新差金の授受)

第63条の5 取引所 FX 取引において，立会終了時における建玉のロールオーバーが行われた場合(前条の場合を除く。)であって，取引所 FX 取引における当該ロールオーバーが行われた取引日の清算数値とその前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは，FX 清算参加者はその差に相当する金銭を当該取引日に係る決済日において，本所との間で授受するものとする。

(スワップポイントの授受)

第63条の6 取引所 FX 取引において，立会終了時における建玉のロールオーバーが行われたときに，各金融指標のスワップポイント基準値を当該ロールオーバーに係る買建玉から売建玉を差し引いた数量に乗じて得た金額に相当する金銭(以下「スワップポイント」という。)を，FX 清算参加者は当該ロールオーバーが行われた取引日に係る決済日において，本所との間で授受するものとする。

(決済差金の授受)

第63条の7 取引所FX取引において、転売又は買戻しを行ったときに、次の各号に掲げる当該転売又は買戻しに対応する建玉の区分ごとに、当該各号に定める金額を、FX清算参加者は当該転売又は買戻しを行った取引日に係る決済日において、本所との間で授受するものとする。

(1) 当該建玉が当該転売又は買戻しを行った取引日の約定である場合

当該建玉に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金額

(2) 当該建玉が当該転売又は買戻しを行った取引日の前取引日以前の約定である場合

当該前取引日の清算数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金額

(金銭の授受)

第63条の8 第63条の4から前条までの規定により授受する金銭の額は、同一FX清算参加者の預り目的(FX証拠金規則第13条第1項に規定する取引証拠金の区分をいう。以下同じ。)ごとの総支払金額と総受入金額の差引額とする。

2 前項の場合における金銭の受払いについては、本所が定めるところによるものとする。

(為替差金)

第63条の9 為替差金とは、取引所FX取引に係る建玉について発生した次の各号に掲げる額の総支払金額と総受入金額の差引額とする。

- (1) 引直差金の額
- (2) 更新差金の額
- (3) スワップポイントの額
- (4) 決済差金の額

(清算数値等の算出が不能等の場合の責任の所在)

第63条の10 FX清算参加者は、清算数値及びスワップポイント基準値の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り、変更等により損害を被った場合においても、本所に対してその損害の賠償請求をすることができない。

第5節 雜則

(先物・オプション取引について授受する金銭の額及び授受の方法)

第64条 第49条、第50条、第51条、第54条、第59条及び第62条の規定により授受する金銭の額は、同一清算参加者の総支払金額と総受入金額の差引額とする。

2 前項の金銭の授受は、本所との間において行う。この場合における金銭の受払いについては、本所が定めるところによるものとする。

第6章 取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等

(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等)

第65条 本所が行う金融商品債務引受業における先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する事項は、先物・オプション

取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則をもって定める。

2 本所が行う金融商品債務引受業における取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する事項は、FX証拠金規則をもって定める。

第7章 清算預託金

第66条 削除

(清算預託金の管理)

第67条 本所は、清算参加者から預託を受けた清算預託金について、清算参加者ごとに、自己の固有財産その他の財産と分別して管理するものとする。

2 本所は、清算預託金を管理する場合において、先物・オプション清算預託金と為替清算預託金を区分するものとする。

第8章 清算参加者の決済不履行時の措置

(決済不履行の場合における措置)

第68条 本所は、清算参加者が清算約定の決済を履行しないときはそのおそれがあると認めるときは、本所が必要と認める範囲において本所が必要と認める期間、当該清算参加者(以下「不履行清算参加者」という。)を当事者とする債務の引受けの停止並びに本所から受けるべき有価証券及び金銭の全部又は一部の引取りの停止の措置を行う。

- 2 本所は、不履行清算参加者が清算約定の決済を履行しない場合において、本所が指定する他の清算参加者をして、当該不履行の処理に必要な有価証券の売付け又は買付け等を行わせることができる。
- 3 本所は、第1項の規定により引取りを停止した有価証券及び金銭については、不履行清算参加者の清算約定の決済の不履行の弁済に充当することができる。
- 4 第1項の規定により債務の引受けの停止の措置を受けた不履行清算参加者は、本所の承認を受けて、その期間中、当該措置の対象とされた債務の起因となる清算約定で未決済のものを、他の清算参加者に引き継ぐことができる。ただし、次項の規定により、不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止の措置が行われた場合は、この限りでない。
- 5 本所は、第1項の措置を行った場合において、不履行清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認めるときその他特に必要があると認めるとときは、同項の規定にかかわらず、その事由の消滅するまで、不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止並びに本所から受けるべき有価証券及び金銭の引取りの停止の措置を行うことができる。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により引取りを停止した有価証券及び金銭について準用する。
- 7 本所は、第5項の規定により不履行清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行った場合には、第2項に定めるほか、当該清算参加者をして、そ

の不履行清算参加者の清算約定で未決済のものの他の清算参加者への引継ぎその他本所が必要と認める整理を行わせることができる。

8 本所は、前項の規定による整理を行うために必要とする限度において、第5項の規定によりすべての債務の引受けの停止の措置を受けた不履行清算参加者から、当該不履行清算参加者の清算対象取引に基づく債務の引受けを行うことができる。

9 本所は、必要があると認めるときは、第7項に定める整理を、他の清算参加者をして行わせることができる。

10 第2項及び前項の場合においては、その清算参加者と債務の引受けの停止の対象となった清算参加者との間に委任契約が成立していたものとみなす。

(債務の引受けの停止の措置の通知)

第69条 本所は、前条第1項又は第5項の規定に基づき、清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、各清算参加者に対しその旨を通知する。

(決済不履行による損失の補填)

第70条 本所は、不履行清算参加者が清算約定の決済を履行しないことにより本所が損失（当該不履行の処理（そのおそれがあると認めるときの処理を含む。以下この条において同じ。）に際し本所が受けた損失を含む。）を受けた場合には、当該損失について、次に掲げるものによりその預託目的に従って補填する。

(1) 不履行清算参加者が本所に預託している自己分の先物・オプション取引に係る取引証拠金及び取引所FX取引に係る取引証拠金

(2) 不履行清算参加者が返還請求権を有する先物・オプション取引に係る取引証拠金及び取引所FX取引に係る取引証拠金
(前号に掲げるものを除く。)

(3) 不履行清算参加者が第14条の規定により本所に預託している先物・オプション清算預託金及び為替清算預託金

2 本所は、前項のほか、当該損失について、次に掲げるものにより補填する。

(1) 前項各号に掲げるものについて、その預託目的に応じて使用した後、余剰部分がある場合は、当該余剰額

(2) 不履行清算参加者が本所に預託しているその他の預託金
(その預託目的に応じて本所が使用したときは、その残額)

3 本所は、前2項の規定により補填し得ない損失がある場合には、当該損失について、当該不履行清算参加者が本所に預託している信認金（委託者が優先弁済権を行使したときは、その残額）により補填する。

4 本所は、先物・オプション清算参加者である不履行清算参加者が本所との間における先物・オプション取引に係る清算約定の決済を履行しないことにより本所が受けた損失（第68条の規定に基づく処理に際し本所が受けた損失を含む。）について、前3項の規定により補填し得ない損失がある場合には、当該損失について、本所の先物取引等違約損失準備金により補填する。

5 本所は、前各項の規定により補填し得ない損失がある場合には、当該損失について、本所が定めるところにより、当該不履

行が発生した日（不履行のおそれがあると認めた日を含む。以下この章において「不履行発生日」という。）における不履行清算参加者以外の清算参加者（以下この章において「不履行発生日の清算参加者」という。）が本所に預託している先物・オプション清算預託金、為替清算預託金及び本所の利益剰余金相当額により補填する。ただし、先物・オプション清算預託金及び為替清算預託金は別の預託目的には使用しないものとする。

6 第5項の本所の利益剰余金相当額は、不履行発生日の属する本所の事業年度（以下この項において「当期」という。）の直前事業年度（以下この項において「前期」という。）の末日における利益剰余金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条第1項により表示されるものをいう。）から、次に掲げる各号の額を差し引いた額をいう。

- (1) 前期に関する定時株主総会において定めた利益処分又は損失処理に係る額
- (2) 前期の末日における利益準備金（前期に関する定時株主総会において定めた利益処分又は損失処理後の額）
- (3) 前期の末日における違約損失準備金
- (4) 前期の末日における先物取引等違約損失準備金
- (5) 前期に関する定時株主総会において定めた自己の株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
- (6) 当期において別の不履行に係る補填し得ない損失がある場合において、本所の利益剰余金相当額をもって当該損失を補填するときは、その額

7 本所は、第5項の補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合には、当該補填し得ない損失額と

見込まれる金額として本所が暫定的に算定した額を当該補填し得ない損失額とみなして、前項の補填を行うことができる。この場合において、本所は、同項の補填し得ない損失額が確定した場合には、当該確定した補填し得ない損失額と本所が暫定的に算定した額との差に相当する額を、不履行発生日の清算参加者との間で授受するものとする。

- 8 本所は、不履行清算参加者から、第5項の規定により補填した損失に係る債権を回収できたときは、不履行発生日の清算参加者に対して、その回収額をあん分して返付するものとする。
- 9 前各項に規定する損失の補填について必要な事項は、本所がその都度定める。
- 10 第2項第2号に規定するその他の預託金、第3項に規定する信認金又は第5項に規定する本所の利益剰余金相当額により損失を補填する場合は、預託目的別の補填すべき損失額残額に応じてあん分するものとする。

第71条 削除

(特別負担金)

第72条 本所は、不履行清算参加者が本所との間における清算約定の決済を履行しないことにより本所が受けた損失（第68条の規定に基づく処理に際し本所が受けた損失を含む。）について、第70条に定めるところによってもなお補填し得ない損失がある場合において、不履行発生日の清算参加者は、特別負担金を納入するものとする。この場合においては、本所は、当該特別負担金をもって、当該補填し得ない損失額を補填する。

- 2 前項の特別負担金の額は、不履行発生日の清算参加者に対して、同項の当該補填し得ない損失額を本所が定めるところによりあん分した額とする。
- 3 清算参加者が第1項の特別負担金の納入を行わないとときは、当該未納入額について、当該清算参加者が不履行発生日に清算約定の決済の履行を行わなかったものとみなし、第68条からこの条までの規定を適用する。
- 4 第70条第7項及び第8項の規定は、第1項の補填し得ない損失額を算出することが相当期間困難であると認める場合について準用する。この場合において、第70条第7項前段中「前項の補填を行うことができる」とあるのは「本所が定める日に特別負担金の納入を求めることができる」と読み替えるものとする。

第9章 雜則

(決済期限の臨時変更)

第73条 本所は、必要があると認めるときは、清算約定に係る本所と清算参加者の間の決済期限を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

(システム障害時等における決済日の繰延べ)

第74条 本所は、清算約定に係る本所と清算参加者の間の決済を行つたために必要な本所又は本所以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、

当該システムを利用して清算約定の決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日（先物・オプション取引に係る決済日及び取引所FX取引に係る決済日をいう。以下この条において同じ。）をその翌日以降に繰り延べることができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

- 2 前項に規定する決済日の繰延べに関し必要な事項は、本所がその都度定める。

（天災地変等の場合における非常措置）

第75条 本所は、清算約定の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。

- 2 前項の規定により本所が決済の条件を定めたときは、清算参加者は、これに従わなければならない。
- 3 第1項の場合において、緊急の必要があるときは、本所は、取締役会の決議を経ずに、決済の条件を改めて定めることができる。

（指定清算参加者が改善指示を受けた場合の未決済約定の引継ぎ等）

第75条の2 指定清算参加者が改善指示を受けた場合には、当該指定清算参加者は、当該改善指示の事由と密接な関係を有している有価証券等清算取次ぎの委託を行っている非清算参加者

に対して、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定の決済又は他の清算参加者への引継ぎを要請することができる。ただし、当該要請は、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算対象取引に係る取引証拠金について第28条第3項第1号に規定する措置が実施されたにもかかわらず、当該非清算参加者が正当な理由なくこれに従わぬことによって当該指定清算参加者が改善指示を受けたときに限り行うことができるものとする。

- 2 前項の場合、当該指定清算参加者は、合理的に必要と認められる範囲内において、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定を決済するために、当該非清算参加者の計算において、転売又は買戻し等（転売若しくは買戻し（これらの委託を含む。）又は最終決済をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。ただし、当該転売又は買戻し等は、当該指定清算参加者が、他の方法により当該改善指示に適合するべく合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないときで、かつ、当該非清算参加者に対して、あらかじめ、合理的な猶予期間を定めて前項の要請を行ったにもかかわらず、当該非清算参加者がこれらを正当な理由なく行わなかつたときに限り行うことができるものとする。
- 3 第28条の3第2項の規定は、非清算参加者の指定清算参加者が改善指示を受けた場合であつて、当該指定清算参加者が当該非清算参加者に対して当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算対象取引に係る未決済約定の決済又は他の清算参加者への引継ぎの要請を行つたときについて準用する。この場合において、「前項の規定により当該清算参加

者が当該清算参加者の清算対象取引に係る」とあるのは「指定清算参加者が第1項の規定に基づき当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定の決済又は他の清算参加者への引継ぎの要請を行った場合であって、当該非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく」と、「及び他の清算参加者の承諾」とあるのは「、当該非清算参加者及び当該他の清算参加者の承諾」と読み替えるものとする。

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)

第76条 清算参加者は、他の清算参加者に分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、清算資格を喪失しないときは、本所の承認を受け、当該他の清算参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る清算対象取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定がその顧客の委託に基づくものであるときは、当該清算参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。

3 第1項の場合において、他社清算参加者が非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく未決済約定の引継ぎを行おうとするときは、当該清算参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて、当該非清算参加者の同意を得るものとする。

(ギブアップに対する適用)

第76条の2 指数先物特例第33条第3項、個別証券オプション特例第39条第3項又は指数オプション特例第38条第3項の規定

により新たに発生した先物・オプション取引については、清算執行取引参加者が当該先物・オプション取引を行った者とみなして、第5章の規定を適用する。

(清算リスク評価委員会)

第76条の3 本所は、第28条第3項第1号に規定する措置を清算参加者に対して行おうとする場合には、あらかじめ、同号に掲げる場合に該当するか否か及び当該措置（同条第4項に規定する改善指示を含む。）を行うことの適否につき清算リスク評価委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の清算参加者の自己の計算による取引にのみ影響する場合には、清算リスク評価委員会に諮問しないことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、清算リスク評価委員会に関する事項は、諮問委員会規則による。

(金融商品債務引受業に関する必要事項の決定)

第77条 本所は、この業務方法書に定める事項のほか、金融商品債務引受業について必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(附帯業務)

第78条 本所は、金融商品債務引受業に附帯する業務を行う。

付 則

- 1 この業務方法書は，平成15年1月14日から施行する。
- 2 この業務方法書施行の日（以下「施行日」という。）の前日において，現に取引参加者である者は，施行日において，第8条第1項の規定に基づき，清算資格の付与を受けた者とみなす。この場合において，同条第2項の規定は，適用しない。
- 3 前項の清算資格は，自社清算資格とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず，施行日の前日において，現に正取引参加者である者が，施行日以降，清算対象取引を行わない場合において，本所の承認を受けたときは，非清算参加者とする。この場合においては，当該正取引参加者である者は，取引参加者規程第26条第2項において準用する同第25条第2項の規定に基づく承認を受けた者とみなす。
- 5 第2項の規定は，施行日の前日において，現に取引参加者である者が，第14条の清算預託金（この業務方法書施行の際，現にこの業務方法書施行前の清算部規則第14条の規定により清算基金として預託されている金銭の額を控除する。）及び第15条の特別清算預託金（この業務方法書施行の際，現にこの業務方法書施行前の取引参加者規程第16条の規定により先物取引等違約損失基金特別預託金として預託されている金銭の額及び有価証券の時価評価額（この業務方法書施行前の先物取引等違約損失準備預託金及び先物取引等違約損失基金特別預託金の代用有価証券に関する規則に定めるところにより，施行日の前々日における時価により評価した額をいう。）を控除する。）として預託すべき額以上の金銭又はそれに相当する代用有価証券を平成15年1月10日までに預託することを

条件として、適用するものとする。

- 6 第2項の規定により清算資格の付与を受けたものとみなされる者については、施行日の前日において現に取引参加者規程第6条の規定により選任されている取引参加者代表者を、第11条の規定により選任した清算参加者代表者とみなす。
- 7 第2項の規定により清算資格の付与を受けたものとみなされる者については、施行日の前日において現にこの業務方法書施行前の業務規程第77条第2項又は第3項の規定（それぞれ、この業務方法書施行前の指数先物特例第44条、株券オプション特例第63条並びに株価指数オプション特例第53条において読み替えて適用する場合を含む。）により選任されている有価証券等取扱責任者又は有価証券等取扱者である者を、それぞれ第12条第2項の規定により選任した有価証券等取扱責任者又は同条第3項の規定により選任した有価証券等取扱者とみなす。
- 8 この業務方法書施行の際、現にこの業務方法書施行前の清算部規則第14条の規定により預託されている清算基金及びこの業務方法書施行前の取引参加者規程第15条の規定により預託されている先物取引等違約損失準備預託金は、第14条の規定による清算預託金とみなす。
- 9 この業務方法書施行の際、現にこの業務方法書施行前の取引参加者規程第16条の規定により預託されている先物取引等違約損失基金特別預託金は、第15条の規定による特別清算預託金とみなす。
- 10 第5条第1項の規定にかかわらず、本所が定める日までの間における清算資格の取得の承認申請は、自社清算資格に係

るものに限る。

- 11 本所が定める日までの間は、第2項の規定に基づき清算資格を取得した清算参加者については、第28条第3項の規定を適用しない。
- 12 施行日前に成立した第2条各号に掲げる取引であって施行日において未決済のものについては、清算約定とみなしてこの業務方法書を適用する。

(注) 第10項及び第11項の「本所が定める日」は平成17年3月31日

付 則

この業務方法書は、平成15年2月1日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成15年4月2日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成16年2月2日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成16年10月13日から施行する。

付 則

- 1 この業務方法書は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 清算参加者料金の額は、改正後の第13条の規定にかかわらず、この業務方法書施行の日から平成18年3月末日までの間に係る料金に限り、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 先物取引等取引資格（取引参加者規程第2条第3項に規定

する先物取引等取引資格をいう。以下同じ。)を有する清算参加者

改正後の第13条の規定により算出した額に2分の1を乗じた額とする。

(2) 前号以外の清算参加者

改正後の第13条の規定により算出した額とする。

付 則

この業務方法書は、平成17年12月30日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成18年7月18日から施行する。

付 則

この業務方法書は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成18年7月24日

付 則

この業務方法書は、平成19年1月1日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成19年9月18日から施行する。

付 則

この業務方法書は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成19年9月30日

付 則

この業務方法書は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成20年4月21日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成20年12月26日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成21年6月16日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成21年12月30日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

1 この業務方法書は、平成23年2月14日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成23年2月14日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成23年7月19日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成24年2月27日から施行する。

付 則

この業務方法書は、平成25年1月1日から施行する。